

緊急事態宣言発令に伴う各委託業者様及び取引業者様の
各施設入館時のご協力について（依頼）

令和2年4月7日に、5月6日まで埼玉県全域を含む1都1府5県の地域に対して、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されましたが、5月4日、緊急事態宣言が5月31日まで延長されることが決定されました。

それにより、当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策に努めているところではありますが、感染拡大防止する観点から、下記の通りとしますので各施設入館時の際は、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

①（基本的な対策）

（1） 郵送やFAX、電話等で対応できる場合は、各施設での入館を控えてください。

②（やむを得ず各施設へ入館する場合）

- （1） 手指消毒、マスク着用の徹底をお願いします。
- （2） 検温の実施をお願いします。（37.5度以上の発熱のある方は入館をお断りします）
- （3） 倦怠感、風邪症状等がみられる方の入館をお断りします。
- （4） 物品の受け渡し等は、玄関の出入口でお願いいたします。

③（サンテピアについては、上記事項の他に）

- （1） 来所者名簿がありますので、日時、氏名、人数、訪問先等の記入をお願いします。
- （2） 平日の日中は正面玄関より、夜間、土日祝日は夜間受付より入館してください。

何か不明点がございましたら、本部事務局施設係までご連絡をお願いします。

川口市社会福祉事業団 本部事務局施設係 048-229-0127